

令和7年8月開講コースの訓練認定定員等について

【令和7年4月25日現在】

1. 令和7年8月19日開講の求職者支援訓練の認定定員数

認定定員数(単位:人) 【共通】を除く	226
------------------------	-----

【内 訳】

	8月開講定員	(うち新規参入枠)	(うち実績枠)
基礎コース	65	19	46

	8月開講定員	(うち新規参入枠)	(うち実績枠)
実践コース	161	46	115
(内 就職氷河期世代支援枠)			
介護系(05 介護福祉分野)	35		25
デジタル系(02 IT分野)	35		25
(11 デザイン分野のうち WEBデザイン系コース)	19		14
医療事務系(04 医療事務分野)	15		11
その他(02.04.05以外の分野)	57		40
eラーニング枠(内数)		32	
【共通枠 上半期】		48	

- (1) 基礎コースの新規参入枠は、定員の30%ですが、30%が20人未満の場合は20人とします。
ただし、実績枠が20人を下回らない人数を上限とします。
- (2) 実践コース実績枠に分野を限定しない【共通】を設けます。
- (3) 実践コースで定員枠を越えた申請があった場合は、【共通】を使用し認定されることもあります。
- (4) 実践コースの【共通】は年間で「85人」の枠とします。当該月の【共通】のうち30%までを新規参入枠に流用できます。
※分野での設定は「0」であっても申請は可能ですが、事前にご相談ください
- (5) eラーニングコースについては、認定規模の20%を上限とし認定します。

2. 令和7年度新規参入枠

認定割合	
基礎コース	30%
実践コース (各分野(【共通】を除く)定員数の合計に対する割合)	30%

3. 選定について

- (1) 選定点数の高い機関から順番で選定します。
- (2) 定員枠の優先順位は、1)地域枠、2)新規参入枠、3)実績枠です。
- (3) 実績枠の定員に残が生じた場合は、新規枠に流用する可能性があります。

4. 地域枠について

- 神奈川県の実績において県西地区における訓練コースの設定が不足していることから、求人ニーズ等に応じたより効果的な訓練の設定に資するという目的から地域枠を設けています。神奈川県県西地区において訓練の実施が可能な場合に申請してください。(eラーニングコースについては対象外)
- (1) 定員数は当該コースの定員数の内数とします。申請がない月はその定員を当該コースの枠に振り替えます。
 - (2) 認定に係る申請書類及び選定方法は、通常の申請の場合と同様です。
 - (3) 訓練認定規模は、全体の20%を限度とします。
 - (4) 公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期などを踏まえて設定します。

【ご注意】

- ・申請が特定の分野に極端に偏った場合等は、労働局と機構で協議のうえ定員枠を調整することがあります。